

2024年11月14日
岡大職組申第193号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

賃金・労働環境改善に関する要求書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

今年の人事院勧告は、例年になく大幅な増額ということですが、我々国立大学法人の教職員の給与は国家公務員と比較して低いと言われており、また、物価上昇に対して賃金上昇が追いつかない状況は依然として続いています。多くの従業員が生活面でなにかと苦しい思いをするなかで、少しでも賃金・労働環境が改善するように岡山大学職員組合では考えています。基盤経費が絞られる中、光熱費の高騰などにより大学の財政が厳しい状況にあることは聞き及んでいますが、国内の基幹部門で働くことになる多くの若者を輩出する大学において、その労働環境が劣悪ということでは、将来の国内の職場環境に悪影響を及ぼすのではないかと危惧します。給与増と労働環境の改善を求めて以下の10項目を要求します。

1. 人事院勧告・給与に関する要求

1-1. 人事院勧告準拠を最低限とし、若年層中心に留まらない賃金上昇を行うこと

今年の人事院勧告では、若年層を中心とした平均2.76%の賃金上昇となっていますが、物価上昇による生活への影響は若年層に限った話ではありません。若年層中心の賃金上昇は若手人材確保の理由もありますが、その後の給与上昇に不安があれば、有能な若手の長期的な定着に繋がらないと考えられます。若年層だけでなく全体的な、物価上昇に見合った賃金上昇を要求します。また、人勧で提示された通勤手当の増額、新幹線などの支給要件の拡大にもきちんと対応することを要求します。

1-2. 人事院勧告に連動しない給与制度の教職員の給与にも十分な配慮をすること

旧年俸制や非常勤など人事院勧告に連動しない給与制度で働いている教職員がかなりの人数いらっしゃいます。これらの教職員についても給与を上げるよう要求します。また、新年俸制の教職員は次年度より1年遅れの給与改正が見込まれますが、対応の遅れに対し何らかの措置を要求します。

1-3. 扶養手当の見直しで配偶者に係る手当を廃止しないこと

今年の人事院勧告では、扶養手当の見直しがあり、子に係る手当が引き上げられる一方、配偶者に係る手当が廃止になります。配偶者に係る手当を廃止しないよう要求します。

2. 教員の定年延長に関する要求

一般職について 60 歳から 65 歳までの定年が延長することになりましたが、教育職については従来通り 65 歳で定年のままです。国は 70 歳までの雇用を推奨していますが、教育職について本人の希望により 70 歳までの就業を可能にすることを要求します。

3. 入試手当に関する要求

昨年度の団体交渉では、組合で行ったアンケート調査で多くの教職員が試験業務は特殊性のある業務であると考えていることを示して入試手当の支給を求めました。結果として、手当の支給には至りませんでした。大学から引き続き検討するとの回答を得ました。試験当日の監督業務や連絡業務についても入試手当を支給することを要求します。

4. 通勤手当に関する要求

燃料費が高騰していますが、自動車通勤の通勤手当は据え置きのままです。燃料費の上昇に見合った通勤手当の上昇、もしくは駐車料金の減額などの対応を要求します。

5. 非常勤職員の人件費の計画的な削減に関する要求

大学が進める財務改善パッケージでは、非常勤教職員の人件費の計画的な削減が予定されています。計画内容の説明と非常勤教職員の雇い止めをしないよう要求します。

6. 光熱費削減のための一斉休業に関する要求

大学が進める財務改善パッケージの光熱費削減の取り組みの一環として、8月13日と12月27日に一斉休業日が設けられました。教職員の休暇取得で対応する部局もありますが、職種によっては有給休暇で対応できない方もおられます。そのような方について有給の特別休暇で対応するよう要求します。

7. 孫のための休暇に関する要求

定年が 65 歳に引き上げられ、今後従業員のニーズとして孫の世話で休暇の取得が必要になることが予想されます。そういった中、岡山市などでは「孫のための休暇」が制定され実施されています。岡山大学においても「孫のための休暇」の制定を要求します。

8. 非常勤講師の賃金未払いに関する要求

非常勤講師の追試業務に賃金が支払われなかった問題について、昨年度の団体交渉で大学は再発の予防と、過去の未払い賃金の対応を約束しました。再発予防の対応の一環として、大学は常勤教員への追試業務の委託を進めていますが、この対応は、非常勤講師の追試問題の作成と採点への報酬が考慮されていないことと、常勤教員の労働強化の2つの問題をかかえています。安易な追試業務委託を防止する観点から、追試の問題作成と採点について非

常勤講師に相当の手当を支給することを要求します。ちなみに、定期試験で利用した試験問題を追試で再利用することはできません。

9. 非常勤職員の待遇改善に関する要求

短時間勤務の方も含めて非常勤職員についても、常勤と同様の手当と賞与の支給を要求します。

10. 子連れ学会参加支援に関する要求

研究者が大学外部の財団などから研究資金を得る「外部資金」で、帯同した子どもの交通費などを認めるところが増えているそうですが、岡大でも同様の仕組みを導入することを要求します。

以上